

## 木賃宿街「釜ヶ崎」の成立とその背景

加藤 政洋\*

### I はじめに

(1) 課題 1935年に編まれた『大阪市域拡張史』には、大正期に形成された大阪市街地北部に位置する豊崎町について「大小二百有余の工場軒を並べ、煤煙天を覆ふの盛況を呈し、工場都市北大阪の大を誇るの観があった」、同じく南部に位置する今宮町についても、「其の状態全く市内と異らず、人口七万五千四百余人、戸数一万八千四百を有する全国著名の大明町」であると記されている<sup>1)</sup>。このように近代都市大阪を工業都市として表象する場合、工場と煤煙、そして戸口の規模は誇るべき特徴になる。だが、ひるがえって、当時の市政の枢要を占めていた社会事業の点からみた場合、どちらの地区も「不衛生住宅地区」<sup>2)</sup>や「過密住宅地区」<sup>3)</sup>として表象され改善されるべき事業対象であった。実際に、今宮町に位置し、現在では日本最大の「寄せ場」として知られている「釜ヶ崎」については、「五十戸の安宿が軒を並べ、之に止泊する日稼労働者五千人を超へ、社会施設の急愈々切なるものがあつた」<sup>4)</sup>とも記されているのである。

「寄せ場」には日雇い労働者のための簡易宿泊所(ドヤ)が集中的に立地しているが、さきの昭和戦前期の記述にも見られるとおり、戦前の「釜ヶ崎」には、「日稼労働者」のための「安宿」と呼ばれる日払いを原則とした「木賃宿」を指す宿泊施設が多数存在していたようである。つまり、「寄せ場」としての「釜ヶ崎」は、「木賃宿」が集中的に立地する戦前の労働者街の系譜に属していると考えられる。

こうした「寄せ場」としての「釜ヶ崎」の歴史、とりわけその成立の経緯に関する研究はさほど多いとは言えない。とはいえ、その成立について言及したいいくつかの研究では、1903(明治36)年に大阪で開催された第5回内国勲業博覧会の準備にともない会場付近で

スラムクリアランスが実施され、それによって追い払われた人びとの移り住んだ先が「釜ヶ崎」であった、という指摘がなされている<sup>5)</sup>。ところが、いずれの研究にもその典拠はまったく示されておらず、まさに語り継がれてきた、という性格が強いように思われる。そこで本稿では、スラムクリアランス説を批判的に検討し、新しい資料から得られた知見を整理しながら「釜ヶ崎」が木賃宿街として成立した事情を考察することにした。

「釜ヶ崎」という一地区の存在は、1920年代に入ると社会調査によって自明のものとなるが、それ以前は通称としての「釜ヶ崎」も定着しておらず、既存の研究には地名の問題で混乱もみられる<sup>7)</sup>。こうした通称としての「釜ヶ崎」の異動についても、新聞の三面記事やその他の記述を資料とすることで確認してゆく。とりあえず、現時点ではっきりしているのは、「釜ヶ崎」は、『明治三十五[1902]年頃までは僅かに街道に沿ふて旅人相手の八軒長屋が存在したるに過ぎなかつた』が、1925年には推計『四十九軒の宿に六百十五世帯三千六百人の男女が常住』し、その他に『一夜泊りの連中は五百は』あつたという<sup>8)</sup>、この間のおよそ20年の年月に「釜ヶ崎」の形成史が刻み込まれているはずである。

(2) 木曾論文の検討 「釜ヶ崎」の成立に関する論考が近年いくつか著わされてきているが<sup>9)</sup>、そのなかでもとくに体系だてて推論している木曾順子「日本橋方面・釜ヶ崎スラムにおける労働=生活過程」<sup>10)</sup>を検討することで、問題を整理しておくことにしたい。

木曾論文の要点は、釜ヶ崎や「日本橋方面」のスラムが、明治前期まで大阪で最大のスラムであつた名護町を起源とし、その「[名護町]スラムの排斥」によつて成立したということにある。

木曾によれば、名護町の「排斥」は以下の3つの事柄を「契機」として実現された。①「長屋建築規則」(1886年5月)と「宿屋取締規則」(同年12月)によ

\* 流通科学大学

る名護町の部分的クリアランスと木賃宿および住人の周辺地区への移動、②「宿屋取締規則」を改正した「宿屋営業取締規則」（1898年）で「木賃宿ハ大阪市堺市（並松町ハ除ク）ニ於テ営業スルコトヲ許サス」（第32条）と規定されたことにより<sup>11)</sup>、第1次市域拡張（1897年）にともない関西鉄道線（城東線、現JR大阪環状線）あたりまで広がっていた市域の外側に木賃宿が立地せざるを得なかったこと、③第5回内国勲業博覧会（1903年）の会場が今宮（現在の天王寺公園・新世界）に決まったことにより、そこへ通じる要路としての日本橋筋の拡幅と周辺スラムの「除去」が唱えられたこと、の3点である。そして木曾は、③の工事開始を契機として「旧長町の住人たちは…釜ヶ崎へと移動した」<sup>12)</sup>と結論づける。

木曾は「日本橋方面・釜ヶ崎スラム」の成立する前提を整理しているだけなので、若干の補足が必要であると同時に検討の余地もあると思われるが、木曾が以下のような資料にもとづいて論を展開していることに留意しておきたい。

明治二十七八〔1894～95〕年以来此ノ地〔日本橋方面〕ニ各種ノ長屋（後ニ述フル分ノ長屋ハ此ノ時ニ源ヲ発ス）建造セラルルト共ニ明治三十〔1897〕年全市内ニ木賃宿ヲ営ムコトヲ禁シタリ木賃宿ハ廢セラレタルモ木賃宿的日家賃制ノ長家ハ細民ノ生活ニ最モ便利ナルヨリ細民ハ尚此ノ地ニ蟬集セリ其後大阪市ノ人口増加ト共ニ都市周囲部ノ延引トナリ加フルニ此ノ方面ノ道路ノ改築其他ノ事情ニ依リ此ニ住スル細民ハ木賃宿ヲ中心トシテ市外今宮町及豊崎町方面ニ移動セサルヲ得サルコトナリ漸次細民ノ数ヲ減シ今尚減シツツアル状況ニアリ<sup>13)</sup>

まず、①について木曾は、資料中の「木賃宿的日家賃制ノ長家」が名護町周辺に成立したことを指して、「旧長町近辺でのスラム再形成の要因になった」と述べている<sup>14)</sup>。これは「日本橋方面のスラム」の成立を念頭においての主張であり、「釜ヶ崎」の歴史を考える上でも重要なことではあるが、その成立に直接関わる事柄ではない。

それに比べて、資料中でもふれられている②はきわめて重要である。言うまでもなく、それは、その10年後に20軒におよぶ木賃宿が立地し、「釜ヶ崎」が木賃宿街として成立する必要な条件であったからだ。とくに補足しておきたいのは、「宿屋営業取締規則」には明文化されていないものの、実際には、その許可地が限定されており、そのなかには小字としての釜ヶ崎を含、

む大字今宮も指定されていたことである（『大阪朝日新聞』1906年8月18日）<sup>15)</sup>。そしてここで問題となるのが、この②を受けて「釜ヶ崎」に木賃宿が立地し、③によって実際に旧名護町の住人がそこに移住したのかどうか、ということである。

木曾の解釈は、資料中にある「此ノ方面ノ道路ノ改築其他ノ事情」のうち、名護町のクリアランスを含む「道路ノ改築」を重視しているわけであるが、そもそもスラムクリアランスは実行されたのか、もしそうであったとすれば、どの場所をどの程度クリアランスしたのか、という問題にはまったくふれられておらず、「其他ノ事情」も含めて考察する必要があるだろう。

とはいえ、一番の問題であるスラムクリアランスについては、実のところ具体的な資料はまったく存在して（発見されて）いない。前述した、語り継がれているという状況は、このことにも起因しているのである。しかしながら、これによって探究を閉ざすのではなく、名護町のクリアランス計画やその他の事業にこめられた行政側の意図を解釈し、「其他ノ事情」を含む前後の状況を把握することから、「釜ヶ崎」の成立について考察する糸口を引き出したい。

## II 第5回内国勲業博覧会と名護町のクリアランス計画

第5回内国勲業博覧会場が日本橋筋の南部にあたる今宮に決したことにより、博覧会場の建設とともに議論されたのが市街地全般の整備（「市区改正」）であった<sup>16)</sup>。とくに、「大阪の街路は如何にも狭隘で、運輸交通上の不便」であることから、街路の整備はその中心的な課題となり、その具体的な方策として、①「私有濱地を返却せしめ道路を取広むること」、②「街路の角を角切となし其障害物を除去すること」、③「街路に開設せる市場を改良すること」、④「新市街の街路設計を速かに確定施行すること」の4点が主張された（『大阪毎日新聞』1902年4月26日）。

会場に通じる「最緊要の道路」としての日本橋筋も、「道幅狭くして馬車人力車等の輻輳に便ならざる」（『大阪朝日新聞』1901年6月22日）状況であったことから、当初から拡幅や「角切」の計画が市当局によって打ち出されている<sup>17)</sup>。そして、この街路整備政策には「その〔会場〕付近の貧民部落の処置」（『大阪毎

日新聞』1902年4月25日)も含まれていたのである。開会が1年後にせまった1902年3月、『大阪朝日新聞』は第1面に「博覧会と名護町」(『大阪朝日新聞』1902年3月14日)と題する記事を掲載し、いち早くこの「貧民部落」の問題を明確にした。

当市に於ける第五博覧会場へ通ずる道路の狹隘なるに就ては既記府市当局者に於て予て拡張の計画をなしたるも多額の費用を要すると人家取払ひ若くは切縮めの困難なるに因り未だ実行の運びに至らず先づ泣寝入ににらん模様なる上茲に忍ぶべからざる不体裁は南区日本橋筋四五丁目の貧民部落是なり、同所は先年府の長屋建築規則に拠り最も見苦しき家屋は家主をして改築せしめ家賃をも引上げし為多少貧民は減じたるも矢張同所に住めるは別種族にして汚くるしき身装の俣路傍に徘徊し而も博覧会正門の入口に当り梅田停車場より会場への要衝に当り其俣に存し置くは独り市の体面に関するのみならず實に國家の面目に係る次第なれば当局者に於て速かに此貧民を他へ移す方案を講ぜざるべからず最も…名護町の如きは貧民とは言へ普通人民なるを以て行政庁の権力にては故なく退去を命ずる訳に行かず已むを得ず警察署に於て十分取締をなすか又は家主をして表家裏家に拘らず悉皆改築し更に家賃を引上げ為に貧民の住居に堪へざるより自然退去するが如き策を取るより外なかるべく兎に角会期切迫の今日当局者の之に対する処分の断行を希望する者ありといふ

「博覧会と名護町」の書き出しは、遅々として進まない道路の拉幅工事への苦言のように思われる。しかしながら、問題はそれだけにとどまらない。1898年に名護町を訪れた横山源之助が「日本橋五丁目の路次に入れば、路次口広く家屋は概ね新らしくれど…大阪裏面の消息を尺幅の裡に掬するを得るもの多々見受けられ」と記しているように、ここではただ「狹隘」な街路や会期に多くの観客が目にするであろう可視的な景観(名護町の長屋建築)が問題化されているのではなく、むしろ名護町の住民とその生活様式に対して差別的なまなざしが向けられているのである。このことは、「名護町」住民を「別種族」と位置づけていること、あるいは「博覧会の為にあの辺の道路や家屋は却々奇麗になる様だが人間が汚なくていけんから給水の許す限り洗湯業者に交番して施行風呂(無銭入浴)をたかしむる要あり」(『大阪朝日新聞』1902年5月21日)という政友会支部会の席上での発言からも明らかであろう。つまり、「不体裁は南区日本橋筋四五丁目の貧民部落是なり」という断言は、住人を分類(=差別)す

るこうしたまなざしに拠っていると考えられる。したがって、その対策は必然的に、警察の「取締」、あるいは「家主をして表家裏家に拘らず悉皆改築し更に家賃を引上げ為に貧民の住居に堪へざるより自然退去すること、つまり「貧民」の排除に求められる。

さらに「博覧会場付近の矮屋」(『大阪朝日新聞』1902年4月27日)という見出しの記事では、周辺地区を問題にしながらも、同様の論が展開されている。

博覧会場敷地付近に存在する貧民家屋取払問題は博覧会施設事項の一にして積極的に清掃せんと欲すれば貧民巢窟と指称せらるる恵美須町付近は勿論同町に連続せる日本橋筋五丁目の各横小路に迄及ぼさざる可らず、現に是等道筋は朝夕付近の貧民が小買物の為に群集して市を為し車馬の通行は遮断せられ彼等が衣服挙動に一見不快の感を起さしむるを以て市当局者は市の体面上是非共之を清掃せんと希望なれど何分にも移転料若くは種々面倒なる事情あるに由り斯かる積極的の事業は到底今日実行し得られざればとて實めて単に恵美須町の内表通りにて最も不体裁なる部分のみにて取払ふの外なかる可しとの議あり来月一日市博覧会委員会の問題たるべしと云ふ

ここでもまた「貧民家屋」や「貧民巢窟」の「取払」そのものではなく、「貧民が群集して…市を為す」こと、そこに集まる「貧民」の「衣服挙動」が「不快」であることを問題視し、「市の体面」を理由として、「貧民」の排除を求めている。

ここで描写されている「恵美須町付近」の様子は、こうした事態に先行して、日本橋の南詰めで露店の市場を開いていた業者たちが実際に排除された事件を思い起こさせる。つぎの資料を参考にしてみたい。

明治三十六年内国勸業博覧会開設当時正門道路筋ニ当り其付近ニ於テ任意軒下或ハ街路ニ蟻集シ青物生魚等ノ露店ヲ開キ売買ヲ為シ居ル状態ナリシガ其筋ヨリ街路取締上支障ヲ生スルトノ御達示ニ接シ此等不都合ノ改善ヲ計リ需要供給ノ便ニ資スヘク茲ニ食料品市場ヲ開設スルニ至ル<sup>18)</sup>

ここに記されている「状態」はまさしく恵美須町に通じるものであり、当局は「街路ニ蟻集」して市をなすというその行為を問題にし、「露店」の商人を排除したのである<sup>19)</sup>。あるいは同様に、逢坂付近で「立坊」と称される荷車の後押しや先曳きを勤める「襦襦」をまとった「無宿」の労働者も警察によって統制された。その理由は「此種貧民を取締るは社会上必要」(『大阪朝日新聞』1902年7月1日)とされたからである。

「博覧会と名護町」と「博覧会場付近の矮屋」に示された意図は、「貧民巢窟」の長屋建築（「不潔家屋」）の改良ではなく、「貧民」を排除することであり、「不潔家屋」の改築や取り払いは、あくまで住人である「貧民」を追い出すための手段にすぎない。このような考え方を議論の前提として日本橋の露天商が排除された事情に照らし合わせてみた場合、「貧民」のみを排除する方策がとられた可能性も浮上してくる。しかしながら、このことを示す資料は今のところないので、その可能性を指摘するにとどめざるを得ないが、いずれにしても、博覧会開催にともなう市街地整備は、都市空間に存在する異質な要素を排除し統合する力が作用する契機になったことは確かなようだ<sup>20)</sup>。

皮肉にも、「博覧会と名護町」と「博覧会場付近の矮屋」が掲載された時点で拡幅工事はまったく進捗していなかったにもかかわらず、掲載直後に名護橋以南東側一帯の「一部の矮屋」（「延長約四十間に建列ねたる十余軒の矮屋」）が「少々は寛ろぎたる姿なり」と形容されるくらいに取り払われた<sup>21)</sup>。そして日本橋筋全体は、天皇が通行する「御堂筋」として内定したことから、その半年後に左右両側を1.2mずつ拡幅する工事が実行されている<sup>22)</sup>。しかしながら、取り払われたのは10軒ばかりの「矮屋」にすぎず、道路の拡幅にしても表店に対するいわゆる「軒切り」であり、「貧民」の居住する裏店としての「不潔家屋」はそのまま残されたはずである<sup>23)</sup>。

例えば、「一部の矮屋」が取り払われた「位置は開場に接近せる要区」であることから、「会場付近に見苦しき矮屋を存して…来観者をして不愉快の念を起さしむる」ことのないように、跡地に大阪市が平屋の「大長屋」を建築して商店として貸与し、「背後の不潔なる家屋を蔽ふ」ために屋上に広告掲示板を設置する計画<sup>24)</sup>、あるいは、取り払うことのできない「穢陋」の「各路地に目隠しを設け尚通路家屋の不潔部分へは広告」を設置して覆い隠す計画<sup>25)</sup>は、この証左となるだろう。

このようにみえてくると、前述したように「貧民」をなんらかのかたちで排除した可能性は少なからず残るものの、「名護町」に対する大規模な面的クリアランス、あるいは「表家裏家に拘らず悉皆改築」といった物的な地区改良は部分的にしか実行されなかったようである。つまり、木曾が重視した「スラム」を「除去」する工事は、比較的小規模な道路の拡幅工事にすぎな

かったと考えられる。はたして、この工事を契機として「旧長町の住人たちは…釜ヶ崎へと移動した」のであろうか。もし、そうであるならば、この段階ですでに移り住む住人たちを受け入れる木賃宿や住宅が立地していたことになる。

### Ⅲ 「釜ヶ崎」の成立

(1) 「釜ヶ崎」の成立はどのように語られたか 1910年を前後する頃から、「釜ヶ崎」の「木賃宿」が視覚的に現前しはじめたことにより、地区の成立した事情もまたさまざまに語られはじめる。そのなかで、「細民ハ木賃宿ヲ中心トシテ市外今宮町及豊崎町方面ニ移動セサルヲ得サルコト」になった「道路ノ改築其他ノ事情」<sup>26)</sup>も明らかになってゆく。

例えば、「電車と警察とに追払はれた日本橋筋の最下級民と無頼の徒とが落ち延びた先は旧関西線の鉄橋を潜った住吉街道の戸塚である」（『大阪朝日新聞』1911年10月17日）<sup>27)</sup>という新聞のベタ記事は、「其他ノ事情」が「電車と警察」であることを明確に示している。この「電車」とは、第5回内国勧業博覧会における日本橋筋の工事につづいて行われた市電第1期線敷設による日本橋筋3～5丁目のさらなる拡幅工事を<sup>28)</sup>、そして「警察」とは、難波署が1906～1907年にかけて日本橋筋東西の裏長屋に対して数回にわたり徹底的に実施した「貧民窟の掃蕩」あるいは「無頼漢狩」を指していると考えられる（『大阪朝日新聞』1906年9月12日、1907年7月9日、1908年6月5日）。とくに後者の場合、署長の谷口武兵衛以下「警部巡查総出で…大挙して貧民窟中より罪悪の分子を除去すること」を目的とし、「悪人は他へ放逐」（『大阪朝日新聞』1906年7月3日）されたという。

さらに、「元の名護町、又は今宮の端々に巢を構へた悪貧民共は四五年前[1904～1905年]に追払はれて、阿倍野の南に新台湾といふ恐ろしい部落をこしらへた」（『大阪朝日新聞』1909年6月25日）、あるいは「…大阪市の発展に伴ひて下寺町広田町方面に巢食っていた細民は次第に追ひ出されて南下し郊外に安住の地を求め帰せずして集団したるが現在の釜ヶ崎にして其処に稲荷町という純長町細民部落を形成するに至った」<sup>29)</sup>という語りからは、なかば強制的に排除された住民たちの落ち着き先が、「新台湾」<sup>30)</sup>と差別的に呼称

される地区や釜ヶ崎の木賃宿街であったことがわかる。

以上の資料からは「放逐」され、「追払はれ」、「追ひ出され」た理由が「警察と電車」もしくは不明であるものの、いずれも博覧会による道路の拡幅や「矮屋」のクリアランスをその理由としていないこと、そして、理由はどうであれ「追払はれ」「追ひ出され」た時期は、1904～1907年（あるいはそれ以降）であることは共通している<sup>31)</sup>。

以上の点を踏まえて「釜ヶ崎」の成立時期を考える時、「大阪市ニ於ケル細民密集地帯ノ廃学児童調査ト特殊学校ノ建設にツキテ」の「今宮町の木賃宿」という項目に書きとめられたつぎの一文はひじょうに興味ぶかいものとなる。

…最近ノ調査ニ依レハ此等四十八軒カ有スル室数総計一千六百七十八、宿泊人口四千四百四十七ニ達ス一夜泊リノ客ハ極メテ少ナク（毎日約百人位）他ハ悉ク定客ニシテ長キハ明治三十七〔1904〕年当地木賃宿ノ創立以来ノ者モアリ（約百人位）…

つまり、1921年の時点でおおよそ100人が、釜ヶ崎に木賃宿が「創立」された1904年以来居住していたというのである。一連の社会調査で釜ヶ崎の木賃宿の成立年を具体的に示した報告書は他にないので検証のしようもないが、これまで検討した成立時期から大きくはずれるものでもなく、成立年を示す有力な資料であると言えるだろう。

いずれにしても、1910～1920年代の「釜ヶ崎」の成立に関する語りが示しているのは、博覧会以後の市電敷設工事、「貧民窟の掃蕩」を主とする「其ノ他ノ事情」を段階的な、そして複合的な契機として、強制的に移住させられた者たちを受容するために木賃宿が建設された、あるいは逆に受け入れた木賃宿を核として「釜ヶ崎」が形成された、ということであり、少なくとも本稿で取り上げた諸資料からは「名護町」のクリアランスが直接の契機になったという裏づけを得ることはできない。

(2) 地名の定着 しかしながら、1904年以降に形成されたとおもわれる木賃宿街が、最初から「釜ヶ崎」という地名のもとに語られていたわけではない。例えば、「市外天王寺では噂も高き新台湾、同じく今宮では鷺田〔飛田〕または例の電光舎舎宅附近などが即ちこの別天地である」<sup>32)</sup>とか、「市に接近せる郡部即ち鷺洲村、長柄、今宮等には多数の木賃宿あり各種の労働者、

法界師、阿房陀羅経、羅宇仕替、按摩、六部、辻占売、下駄の齒入、紙屑拾ひ、易者、山伏、虚無僧其の他有らゆる浮浪生活をなせるものが一夜六銭乃至八銭位の宿料にて泊り込めるもの毎夜二三千人に上れる由なるが彼等の内には前科者多く殊に今宮、天下茶屋の一部落には備前屋、平野屋、堺屋、日吉屋、春來座、玉屋、尾張屋、三笠屋、京屋、泉屋、鶴屋、三河屋など称する間数其の他の設備割合に大きな木賃宿がズラリと軒を並べて別天地を画」<sup>33)</sup>（『大阪朝日新聞』1910年2月4日）している、あるいは「天下茶屋より今宮に互れる昔の処刑場にて名高き飛田に二十余軒の木賃宿ありて毎夜大阪市内に入り込める下等労働者、物乞などの連中が宿泊し居る…」（『大阪朝日新聞』1910年2月25日）というように、当初は、今宮と天下茶屋の中間に位置する飛田として認識されていた。

しかし、「昔の刑場で有名な飛田、今は西成郡今宮村の住吉街道に面して木賃宿が何軒となく並び居れり」（『大阪朝日新聞』1910年10月24日）というように、「飛田」の木賃宿街は明らかにのちに「釜ヶ崎」と称されることになる地区を指している。

確認できる範囲では、1915年を前後する時期から、「釜ヶ崎」という呼び方が使われ始め、1918年8月の米騒動以降に定着したと考えられる<sup>34)</sup>。そして、1920年の社会事業の展開に合わせて頻繁に行われた社会調査において、「細民密集地帯」<sup>35)</sup>、「不衛生住宅地区」<sup>36)</sup>、「過密住宅地区」<sup>37)</sup>などとして調査対象となるなかで、その位置と範囲も確定されてゆく。例えば、社会調査のなかでは「今宮の木賃宿」は、「大阪市内恵美須町市電車庫ノ南方関西鉄道線ノ『ガード』ヲ潜リ紀州街道ニ出ツレハ南方三四丁ノ間本街道ノ両側ニ（特ニ西方ニ多シ）四十八軒ノ木賃宿アリ」<sup>38)</sup>、あるいは「当地区ハ省線関西線以南、南海鉄道本線以東、南海鉄道阪堺線以西ノ一地区ニシテ俗ニ釜ヶ崎ノ称アル西成郡東入船町及入船町コレニ当〔ル〕…」<sup>39)</sup>と紹介された。「ガード下」は「釜ヶ崎」の通称ともなり<sup>40)</sup>、図に示される東入船町・西入船町の範囲が俗称「釜ヶ崎」の範囲として確定されたのである<sup>41)</sup>。

#### IV おわりに

本稿の主題は、現在は寄せ場として知られている「釜ヶ崎」が木賃宿街として成立した事情を明らかに

することであった。従来の研究はその主因を第5回内国勧業博覧会に先立って実施されたとされるスラム（「名護町」）のクリアランスに求めてきたが、本稿で明らかにしたように、スラムクリアランス自体の存在が疑わしく（もちろん、「街路改良」と銘打った一部の「矮屋」の取り扱いは実施されたのであるが）、この1902年の出来事が「釜ヶ崎」成立の直接的な契機になったとは考えにくい。また、単純に都市の近代化あるいは工業化過程における人口の増大、市域の膨張にともなって形成されたインナーシティの一部であるとみなすわけにもゆかない。

筆者は、木曾論文を検討するなかで明らかにしたように、1897年の市域拡張を前提とした1898年の「宿屋営業取締規則」が、「釜ヶ崎」に「木賃宿」を立地せしめる制度的な基盤となっていたことを重視したい。つまり、明治30年代半ばまで名護町周辺に集積して営業をつづけていた「木賃宿」は、建築警察の強制的な手続きによって廃業もしくは立ち退きを余儀なくされた場合、営業の継続を目的として近傍の「釜ヶ崎」に移転することは、行政側によってすでに準備されていたいわば規定路線上での行動であったと推察されるのである。したがって、社会調査上、「細民密集地帯」、「不衛生住宅地区」、「過密住宅地区」とよばれるにいたる地区の形成は、まさしく水内俊雄が指摘するように、あくまで「木賃宿を核に一大下層民街」が形成されたと考えるべきである。

この意味において、「釜ヶ崎」とは1900年代の都市政策が複雑にそして時に偶然的に絡み合うなかで創出された場所であり、都市空間をめぐる政治は「木賃宿街」という景観のなかに如実に刻み込まれているのである。「あいりん地区」の通称としていまでもしっかりと根付いている「釜ヶ崎」が、差別的なまなざしにさらされる地区でありつづけていることを考慮すれば、その後、場所の差異を（再）生産しつづけている機制を明らかにしてゆく必要があるだろう。本稿をその出発点としたい。

【付記】本稿は、1999年度人文地理学会大会（於：奈良大学）で発表した内容をまとめたものである。なお、使用した資料のなかには差別的表現とみられる用語もあるが、歴史的資料としての価値を考え、原文のまま引用した。

## 注

- 1) 大阪市役所『大阪市域拡張史』、大阪市役所、1935、587頁。434-435頁から引用。
- 2) 内務省社会局社会部編「不衛生住宅地区調査」（1925年6月調査、『不良住宅ニ関スル資料』、大阪市立大学学術情報総合センター「関文庫」所蔵）。
- 3) 「過密住宅地区調査」（1926年1月調査、『不良住宅ニ関スル資料』、大阪市立大学学術情報総合センター「関文庫」所蔵）。
- 4) 前掲『大阪市域拡張史』、435頁。
- 5) 例えば、大阪府『大阪百年史』（大阪府、1968、835-836頁）がこの点を指摘しているが、典拠は明記されていない。また、大阪の「工業化過程におけるインナーシティの形成」を論じた水内俊雄は、「今宮町」が、「木賃宿を核に一大下層民街を形成することになった」、あるいは別稿で、「明治以降の工業化過程において需要の生じた、都市雑業層の供給源としての木賃宿を立地せしめていた地区である」と指摘しているが、木賃宿がなぜ「釜ヶ崎」に立地するようになったのかは示されていない。①水内俊雄「工業化過程におけるインナーシティの形成と発展——大阪の分析を通じて——」、人文地理34、1982、385-409頁。引用は400頁から。②水内俊雄「戦前大都市における貧困階層の過密住地区とその居住環境整備事業——昭和2年の不良住宅地区改良法をめぐって——」、人文地理36、1984、289-311頁。引用は292頁から。
- 6) あとで詳細にとりあげるが、「釜ヶ崎」成立の要因についてより体系的に論じている木曾順子「日本橋方面・釜ヶ崎スラムにおける労働＝生活過程」（杉原・玉井編『大正 大阪 スラム——もうひとつの日本近代史——』新評論、1986、59-94頁）にしても、前掲の『大阪百年史』の記述を参照しているだけである。
- 7) 例えば、大阪市都市住宅史編集委員会『まちに住まう——大阪都市住宅史——』（平凡社、1989、454頁）の「住宅問題の発生と対応」（300頁）では、大正期の大阪南部には「飛田」に「木賃宿街」があったと指摘しているが、後述するように「飛田」は「釜ヶ崎」が通称として定着する以前の呼び方であるとおもわれる。
- 8) 前掲、木曾「日本橋方面・釜ヶ崎スラムにおける労働＝生活過程」、脚注13、65-66頁。『』内の引用は、前者が、大阪市社会部調査課『大阪市住宅年報（昭和元年）』（大阪市社会部報告65号、1928、198頁）の177頁から、後者は、『大阪朝日新聞』（1925年1月25日）からである。
- 9) その代表例として、つぎの文献をあげておきたい。本間啓一郎「釜ヶ崎小史試論」（釜ヶ崎資料センター編『釜ヶ崎 歴史と現在』三一書房、1993、257頁）24-67頁。この論考も、木曾の枠組みを大きくはずれるものではない。しかしながら、ひとつ異なるのは、本間が1896年に「飛田」（現西成区太子1丁目）に開業したマッチ工場である「電光舎」の存在を重視している点である。これについては、後述する。
- 10) 前掲、木曾「日本橋方面・釜ヶ崎スラムにおける労働＝生活過程」、61-66頁。
- 11) 帝國地方行政学会出版部『加除自在現行大阪府令規全集』第二級、第11類、1905、203頁（大阪市立中央図書館所蔵）。

- 12) ここで木曾は、前掲の『大阪百年史』を典拠としている。
- 13) この文章は、大阪市役所教育部「大阪市ニ於ケル細民密集地帯ノ廃学児童調査ト特殊学校ノ建設にツキテ」(1921年11月調査、『不良住宅ニ関スル資料』、大阪市立大学学術情報総合センター「関文庫」所蔵)からの引用である。木曾も『不良住宅ニ関スル資料』を使用していることから、本資料も参照していると思われるが、論文中で引用されていない。
- 14) しかしながら、別稿で明らかにしたように、木曾のいう「再形成」はあくまで1891年に大々的に実施されたスラムクリアランスをもって名護町の「下層社会」が周辺化した結果である、ということを指摘しておきたい。加藤政洋「明治中期の大都市における地区改良計画とその帰結——大阪「長町」を事例として——」、歴史地理学41-3, 1999, 21-39頁。
- 15) 今宮村今宮のほか、西成郡では、豊崎村本庄、中津村光立寺、伝法村、鷺洲村海老江、東成郡では、今福村、天王寺村などが含まれていた。この頃には、今宮を含む西成・東成の両郡に200戸以上の木賃宿があったという。水内俊雄は前掲の「工業化過程におけるインナーシティの形成と発展」のなかで、1898年の法令で木賃宿が「長町と新たに長柄(中津)の二ヶ所に…限定された」としているが、誤りであるとおもわれる。
- 16) 会場が確定したのは1899年9月、設営土木工事に入ったのは1901年6月である。
- 17) 「角切」の対象は「日本橋筋名護橋南詰」であった(『大阪朝日新聞』1901年12月13日)。また、こうした計画に対して、「道路取戻抗議運動」も起こっていた(『大阪毎日新聞』1902年3月14日)。
- 18) 大阪府商工課『食料品市場調』(1919年調査、大阪市立大学学術情報総合センター所蔵)。
- 19) 実のところ、1902(明治35)年2月に「其筋」の「御達示」によって排除された商人たちが、同年3月15日に南区高津町9番丁に組織的に設置した市場が、現在では「浪速の台所」として知られている「黒門市場」である。加藤政洋「黒門市場の成立事情」、大阪春秋99, 2000, 86-91頁。
- 20) この点については、以下の文献も参照。①友常 勉「1940年 東京万国博・オリンピックと被差別部落へのまなざし」、すいへい・東京5, 1995, 2-52頁。②中島弘二「都市、民衆、天皇——大分県別府市における第9回全国植樹祭をめぐって——」、地域総合研究論文集, 1998 March, 大分大学教育学部, 125-136頁。
- 21) 『大阪朝日新聞』1902年5月20日。()内は、『大阪毎日新聞』(1902年5月21日)からの引用。この「矮屋」の取り扱いは、閉会後の再建許可を条件に実行されている。
- 22) 『大阪朝日新聞』1902年10月8日、11月8日、11月13日、1903年1月8日。
- 23) この他には、会場に近接する「逢坂下の町は随分場末の土地柄なればその付近は穢き家の立込みて如何にも見苦しい」との理由で、長屋1棟(26戸)が取り払われたが(『大阪毎日新聞』1902年4月18日)、それ以外にクリアランスされた例は現在のところ知られていない。
- 24) 『大阪毎日新聞』1902年5月14日、『大阪朝日新聞』1902年8月23日。
- 25) 『大阪朝日新聞』1902年8月5日。
- 26) 前掲、「大阪市ニ於ケル細民密集地帯ノ廃学児童調査ト特殊学校ノ建設にツキテ」。
- 27) この「戸塚」については「今宮界限」という見出しで、「此の界限は一戸に少くして二家族、中には三家族も相住ひをして居るのが珍らしくない上に安宿が軒を並べて居るから戸数の割合に人間は減法に多い」と描写されており、「釜ヶ崎」を記述していると推察される。
- 28) どの程度拡幅されたかはさだかでないが、計画では日本橋筋3~5丁目の「官有道路を犯し居る家屋に対し道路拡張の為軒切」をなすことになっていた(『大阪朝日新聞』1907年7月5日)。
- 29) 前掲、『大阪市住宅年報(昭和元年)』の「六大都市に於ける不良住宅地区の沿革」(162~197頁)の「今宮 釜ヶ崎」から引用。
- 30) 「新台湾」の位置は確定できないが、「この界限は強窃盗以下有らゆる前科ものの巢と認められ巡査さへも一時は手を引いたといふ魔窟」であると称され、車夫を生業とするおよそ80世帯が生活していたようである(『大阪朝日新聞』1909年12月30日)。また「新台湾」と呼ばれるのは、北島町3、4丁目に「台湾ト称スル細民窟」があったためであると考えられる。この点については、以下の文献を参照。①前掲大阪市役所教育部「大阪市ニ於ケル細民密集地帯ノ廃学児童調査ト特殊学校ノ建設にツキテ」。②福原宏幸「都市部落住民の労働=生活過程——西浜地区を中心に——」(前掲、杉原・玉井編『大正 大阪 スラム』)95~159頁。
- 31) 師団から出る残飯を「貧民の便利を図ってその巢窟地に出張店又は小売店を設けて」販売する「残飯屋」の老舗が、1906年末に今宮の新家と飛田に「出張店」を開業させていることから(『大阪朝日新聞』1907年1月27日)、飛田(釜ヶ崎)に「貧民」の居住地区が形成されていたことは確かである。
- 32) 『大阪朝日新聞』1909年12月30日。前述したように、前掲の本間「釜ヶ崎小史試論」は、この電光社を核として「釜ヶ崎」が形成されたとしているが、電光社は阪堺線の東側、現西成区太子1丁目に立地しており、たしかにその近接性は注目に値するが、そもそも木賃宿は1軒も立地しておらず、のちの社会調査における地区範囲でも外されるケースもあることから、本研究では「釜ヶ崎」成立の要因とは考えない。
- 33) 下線部の木賃宿は天平元『釜ヶ崎変遷史(戦前編)』(夏の書房, 1978)に掲載されている大正期の「釜ヶ崎」にある木賃宿として確認できるもの。
- 34) 『大阪朝日新聞』(1914年4月13日)の「今宮の惨事」という記事で「西成郡今宮村釜ヶ崎木賃宿南堺屋」での事件を伝えており、「釜ヶ崎」という地名を使用した最初期の事例である。
- 35) 前掲、「大阪市ニ於ケル細民密集地帯ノ廃学児童調査ト特殊学校ノ建設にツキテ」。
- 36) 前掲、「不衛生住宅地区調」。
- 37) 前掲、「過密住宅地区調査」。
- 38) 前掲、「大阪市ニ於ケル細民密集地帯ノ廃学児童調査ト特殊学校ノ建設にツキテ」。1910年におよそ20軒であった木賃宿は、1918年には45軒に達し、以後1920年代を通じて

- 40 軒台を維持していた。
- 39) 前掲、「過密住宅地区調査」。
- 40) 武田麟太郎「釜ヶ崎」(『昭和文化全集 第13巻』, 小学館, 1989, 原著は1932年) 176~188頁。
- 41) とはいえ、「釜ヶ崎」は、けっして木賃宿ばかりからなる街区というわけではない。「木賃宿附近一帯ノ地ハ殆ント細民窟ト云フモ不可ナシ」と言われるように、社会調査においては「木賃宿」と「不良住宅」とが混在して密集する地区と

して認識された。他に、つぎのような記述も参照。「この一画は全く無警察と称せられて居る処で、…地名は今宮村大字釜ヶ崎といふ、彼方此方に幾棟かの九尺二間の裏長屋が燗寸箱のやうに並んで居て、約二三百軒はあるだらうと思はれる、其の多くは木賃宿、俵夫、紙屑拾、古物商、土方人夫の社会の最下級におちこんだ先生方である、その中に交っているのが問題の地獄屋[売春宿の謂]でその数が約五十軒である…」(『大阪朝日新聞』1916年5月25日夕刊)。

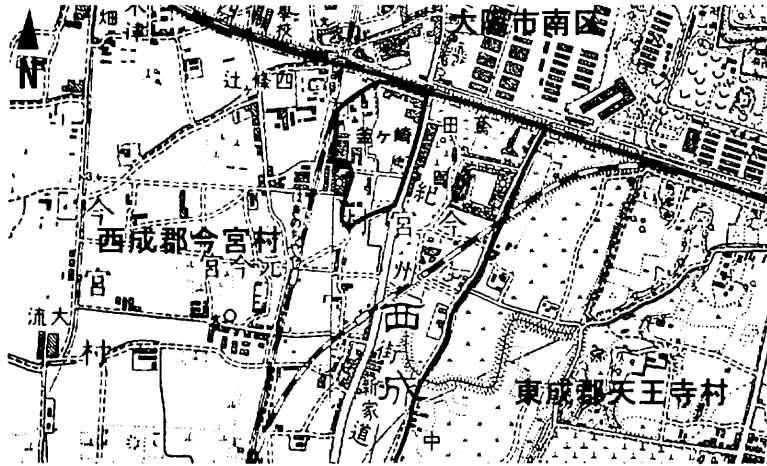


図1 1909年ごろの釜ヶ崎近辺の状況  
(2万分の1「大阪西南部」1910年、「大阪東南部」1909年に加筆)

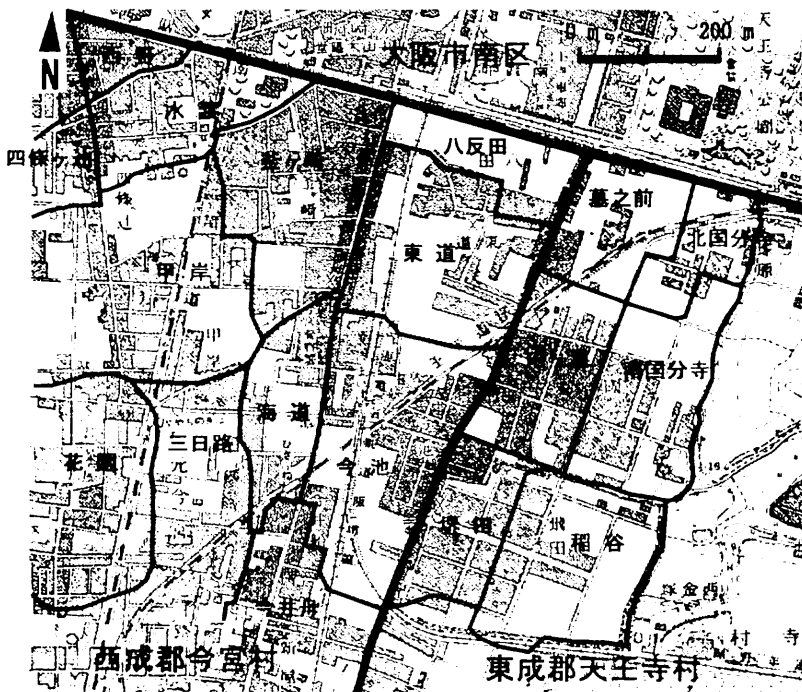


図2 1921年の釜ヶ崎近辺の状況  
(地名は1910年現在の村名・小字名。1万分の1「大阪南部」1921年割図に加筆)